

株式会社 いぶきの会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、かつ仕事と生活の調和を図ることで、働きやすい環境を整備し、全ての職員がその能力を発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年2月21日～2025年2月20日までの3年間

2. 内容

目標1 職員に産前産後休業や育児休業、育児休業給付および休業中の社会保険料免除などについての制度の情報提供を行うとともに、育児休業からの職場復帰支援プランについての周知を行う

<対策>

- 2022年3月～ 育児・介護休業法改正(2022年4月1日および10月1日施行)を網羅したパンフレットを作成・配布し、産前産後休業～育児休業制度に関する啓発を行う。
- 2022年4月～ 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント(いわゆるマタハラ)が仕事と子育ての両立の妨げとならないよう、パンフレットを作成・配布し、マタハラに関する啓発を行う。
- 2022年5月～ 育児休業からの職場復帰支援プラン(2019年3月制定)を職員に再度周知するとともに、職場復帰支援プランの過去の事例を公開する。

目標2 男性職員が育児休業を取得しやすい環境を整備するため男性職員の育児休業制度の周知や情報提供を実施する

<対策>

- 2022年9月～ 育児・介護休業法改正(2022年10月1日施行)で創設される出生時育児休業(産後パパ育休)に関するパンフレットを作成・配布する。
- 2020年11月～ 男性職員向けに男性の育児休業取得についてのアンケートを実施する。

目標3 子どもが、保護者である職員の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」を実施する

前行動計画期間(2019年2月21日～2022年2月20日)においても「子ども参観日」の実施を目標としていたが、コロナ禍により実施は不可能だったため、当行動計画期間(2022年2月21日～2025年2月20日)において改めて「子ども参観日」の実施を目標とする。

<対策>

※コロナ過の収束を条件として

- 2024年 6月～ 検討会を設置し、「子ども参観日」のプランを策定
- 2024年11月～ 「子ども参観日」実施についての案内状を作成し、社員に配布
- 2025年 2月～ 「子ども参観日」の実施
職員向けに「子ども参観日」についてのアンケート調査を実施
「子ども参観日」継続へ向けての検討

2022年2月21日
一宮市木曾川町黒田字井桁畔224-1
混合型特定施設 いぶき
株式会社 いぶきの会
代表取締役 梶浦 剛